

東京都豊島区職員定数条例

(昭和五十二年三月二十五日
条例第一一〇号)

新旧対照表

改正案	現行
<p>東京都豊島区職員定数等に関する条例(昭和三十三年豊島区条例第十四号)の全部を改正する。</p> <p>(用語)</p> <p>第一条 この条例で「職員」とは、区長、議長、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を含む。)、選挙管理委員会及び監査委員の事務部に常時勤務する地方公務員(幼稚園教諭を含み、助役、収入役及び教育長を除く。)をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、二千八百八十三人とする。</p> <p>2 派遣、休職、育児休業、公務災害休業、結核休養、六月以上の職務免除及び併任の場合の職員は、これを定数外とする。</p> <p>3 休職、育児休業、公務災害休業及び結核休養の職員が復職した場合、一年間を限り、これを定数外とすることができる。</p> <p>(職員の配分)</p> <p>第三条 前条第一項に掲げる職員の配分は、任命権者が定める。</p> <p>附則</p> <p>この条例は、平成八年四月一日から施行する。</p>	<p>東京都豊島区職員定数等に関する条例(昭和三十三年豊島区条例第十四号)の全部を改正する。</p> <p>(用語)</p> <p>第一条 この条例で「職員」とは、区長、議長、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を含む。)、選挙管理委員会及び監査委員の事務部に常時勤務する地方公務員(幼稚園教諭を含み、助役、収入役及び教育長を除く。)をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、二千九百八十三人とする。</p> <p>2 派遣、休職、育児休業、公務災害休業、結核休養、六月以上の職務免除及び併任の場合の職員は、これを定数外とする。</p> <p>3 休職、育児休業、公務災害休業及び結核休養の職員が復職した場合、一年間を限り、これを定数外とすることができる。</p> <p>(職員の配分)</p> <p>第三条 前条第一項に掲げる職員の配分は、任命権者が定める。</p>